

5山監第14号
令和5年8月22日

山形村長 本庄 利昭 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

- 1 令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率の審査意見 …………… 2～3頁
- 2 令和4年度山形村決算に基づく資金不足比率の審査意見 …………… 4頁

令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率の審査意見

1 審査の種類

健全化判断比率審査

根拠法令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査

2 審査の対象

令和4年度山形村決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点及び実施内容

村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し適正に作成され、公正な判断が行われているかに主眼をおき、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して審査を実施しました。

4 審査期間及び実施場所

令和5年7月27日から同年8月8日まで（所管課から説明聴取）
山形村役場

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6 審査の意見等

(1) 健全化判断比率の状況

| 区分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 早期健全化基準 |
|----------|-------|-------|-------|---------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 15.0% |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 20.0% |
| 実質公債費比率 | 6.9% | 7.3% | 7.2% | 25.0% |
| 将来負担比率 | — | — | — | 350.0% |

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額がないことを示しています。

将来負担比率の「—」については、将来負担額に充当可能財源が、将来負担額を上回っていることを示しています。

実質公債費比率は、6.9%となっており、前年度の7.3%と比較して、0.4ポイント下降しました。

(2) 是正又は改善を要する事項等

審査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

| | |
|------|-------------------------------|
| 指摘事項 | … 著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの |
| 要望事項 | … 事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの |
| 意見 | … 組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの |
| 勧告 | … 特に措置を講ずる必要があると認めるもの |

後述のとおり、要望事項1件が認められました。

《要望事項》 … 1件 (健全化判断比率及び資金不足比率 共通)

① 健全化判断比率及び資金不足比率の村ホームページ公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率の公表については、村の広報や村ホームページの利用により行われています。

村ホームページの利用において、村民に一層分かりやすく公表し、信頼確保に努めるよう求めるものです。

〈参考〉

| |
|---|
| 令和3年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査 審査意見〈監査委員〉令和4年8月10日付け4山監第11号 要望事項● 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について 措置状況〈村長〉令和4年9月22日付け4山役総第82号 HPへは令和元年度決算から(HPの更新があったため)広報記事へは 毎年公表を行っております。(総務課) |
|---|

(3) むすび

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)については、いずれも自主的な改善努力が義務付けられる早期健全化基準に達していません。

引き続き、健全な財政運営に努めてください。

令和4年度山形村決算に基づく資金不足比率の審査意見

1 審査の種類

資金不足比率審査

根拠法令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

2 審査の対象

令和4年度山形村決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点及び実施内容

村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し適正に作成されているかどうかの主眼をおき、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査方法により、山形村監査委員監査基準に準拠して審査を実施しました。

4 審査期間及び実施場所

令和5年7月27日から同年8月8日まで(所管課から説明聴取)
山形村役場

5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6 審査の意見等

(1) 資金不足比率の状況

| 会計の名称 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計 | — | — | — | 20.0% |
| 下水道事業会計 | — | — | — | |
| 清水高原簡易水 | — | — | — | |

資金不足が生じていないため、「－」と表示しています。

(2) 是正又は改善を要する事項等

《要望事項》 … 1件（健全化判断比率及び資金不足比率 共通）

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率の村ホームページ公表について
前述の健全化判断比率のとおり

(3) むすび

法適用企業の水道事業会計及び下水道事業会計並びに法非適用企業の清水高原簡易水道特別会計の3公営企業会計において、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されていません。

引き続き、効率的で安定した経営改善に努めてください。